

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第 41 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 31 日

山口県知事 村岡嗣政

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
岩国市周東町祖生 2403 番 1	田	720
岩国市周東町祖生 2418 番 3	田	1,968

2 農地を利用する権利の内容等

内容	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
田	令和 8 年 5 月 1 日	6 年間	12

3 農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 深田 佳作
山口市桜島三丁目 2-1

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 岸本 聡

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに山口地方法務局岩国支局に補償金を供託する。